

平成29年度第5回石狩市自治基本条例懇話会 議事録

日 時 平成30年1月22日（月） 18時00分～19時40分

場 所 市役所本庁舎3階 庁議室

出席者 佐藤克廣会長、竹口尊副会長、佐藤勝彦委員、赤間聖司委員、棟方加代子委員、
太齋敏子委員、松尾拓也委員、三島照子委員、久保田貴浩委員、中林義雄委員
（出席委員10名）

欠席者 0名

事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課長 本間孝之、企画課主査 池内直人
企画課主任 橋本麻里子

傍聴者 0名

=====

【佐藤克廣会長】

本日も時節柄お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、年の最初の開催でございまして、本年もどうぞよろしくお願いいたします。本日は欠席の委員さんはいらっしゃいません。本日も概ね20時を目途に終了したいと思いますので、円滑な審議をよろしくお願いいたします。

ではさっそく次第に沿って進めてまいりたいと思います。まず報告ですが、（1）第4回懇話会議論の確認の報告でございます。橋本主任よろしくお願いいたします。

【事務局（橋本主任）】

私のほうから第4回懇話会において決定された事項等につきまして、ご報告いたします。

1つ目、提言書ではなく、報告書を作成するという件です。第3回の懇話会までは、懇話会として市には提言書を提出するというところで進めてきましたが、12月10日開催のワークショップでは熱心な議論が交わされてたくさんの貴重な意見が出されましたので、懇話会としての回答や見解をお示したほうが良いだろうという考えのもと、3部構成の報告書という形で市に提出することを決定いたしました。

報告書の内容は、1番目は市からの提言依頼にあります「見直しが必要な事項」に当たるもので、条例の見直しの可否について提示するということ。

2番目は、ワークショップで出された意見に対する懇話会としての見解をお示しするということ。

3番目は、この懇話会で出された意見について、解説の修正事項や要望事項などを記載すること、について決定いたしました。

続きまして、2番目としましては、ワークショップで出た意見についてです。12月10日開催のみんなで考える自治基本条例ワークショップにおいて出された意見やアイデアについて、懇話会としての見解をご議論いただきました。検討した結果につきましては、事前にお渡ししております、資料2「石狩市自治基本条例懇話会報告書（素案）」2ページから4ページに掲載しております。内容につきましては、本日の議題となっておりますので、その中で確認していただきたいと考えておりますので、ここで

は説明を省略いたします。以上です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございました。ただいま、事務局より第4回懇話会での議論の報告がございました。ワークショップで出された意見に対する懇話会の見解については、前回確認したところではありますが、この後の議題のところでも確認してまいりたいと思います。その他、何かご意見等ございますでしょうか。

＜「なし」の声＞

【佐藤克廣会長】

よろしいですか。それでは次に報告事項の（2）その他として、これも橋本さんよろしくお願ひします。

【事務局（橋本主任）】

12月10日開催の「みんなで考える自治基本条例 基調講演・ワークショップの開催結果報告書」が完成しましたので、ご報告いたします。先週事前に郵送でお渡ししておりますが、皆さまのお手元に届いていますでしょうか。3ページから10ページは秦教授の基調講演について、11ページから27ページはワークショップについて、進め方、WSで出た意見についての全体のまとめ、各グループごとの意見を掲載しています。28ページから31ページは、出席者からのアンケート結果を掲載しております。なお、こちらの報告書は、当日ワークショップに参加された方に送付し、市のホームページにも掲載する予定です。以上です。

【佐藤克廣会長】

はい、ありがとうございました。ただいま報告の（2）その他「みんなで考える自治基本条例 基調講演・ワークショップの開催結果報告書」について報告がありました。秦教授の基調講演の内容、ワークショップで出された意見等、アンケート結果で構成された報告書となっておりますのが、これについて、ご覧になって何かご意見等ございますか。ほぼ前回、事務局サイドで編集して出していたものと同じかと思います。特になければ、報告として承ったということにしていきたいと思います。

＜「なし」の声＞

【佐藤克廣会長】

続きまして、議題の自治基本条例の見直しについて。いよいよ自治基本条例懇話会報告書の素案についてでございます。こちらも事務局から説明をいただきたいと思います。

【事務局（橋本主任）】

これまでの懇話会の議論をまとめた報告書の素案について、ご説明いたします。こちら先週事前に郵送しておりますが、お手元に届いていますでしょうか。

まず、表紙と1枚めくって目次、1ページ目の「1はじめに」は、現在空欄になっておりますが、懇話会開催に至る経緯や、開催回数、審議のまとめなどを入れる予定で、事務局と佐藤会長とで、今回の懇話会までに記載いたします。下段は懇話会委員の皆様のお名前を掲載しております。

2ページ目は、「2石狩自治基本条例見直しの要否について」です。条例の条文については、特に変更、修正の必要はないという結論を掲載しております。検討経過については議事録を確認してもらいたいという意味で、ホームページや情報公開コーナーで公開している旨を掲載しています。

続いて、「3ワークショップ「みんなで考える自治基本条例」において出された意見について」は2ページから4ページに掲載しております。(1)では、石狩市自治基本条例の内容・見直しについて、良い点、改善点の全体と条文、その他について、4ページの(2)では、協働のまちづくりを進めるために必要なこと、アイデアについて、それぞれ第4回懇話会において議論された内容を掲載しています。

続いて、4ページ下段から6ページが「4石狩市自治基本条例に関連する事項についての提言」となっており、第4回懇話会までの議論において出された意見について掲載しております。こちらは、2つの項目で分けて、(1)では石狩市自治基本条例解説の修正について、(2)では今後の取組について、として記載しています。

続いて6ページ下段から7ページに「5石狩市自治基本条例懇話会開催経過」として(1)委員名簿と(2)開催状況を掲載しております。(2)開催状況につきましては、すでに開催済みの、第1回から本日の第5回までの懇話会、12月10日のワークショップを掲載し、これから実施する予定の2月1日から2月28日までのパブリックコメントと、第6回懇話会が入るようになっています。

次に8から37ページは資料集となっております。9から13ページに石狩市自治基本条例を、14から29ページに石狩市自治基本条例解説を、30から37ページに石狩市自治基本条例の見直しについて、こちらは第1回懇話会で使用した資料6の市の取組について、条文ごとに振り返りを行ったものを掲載しております。以上、素案についてのご説明でした。

なお、2月に行うパブコメの詳細については、次第の4その他においてご説明いたしますが、市の原案に、この報告書の素案を添付してパブコメを行うことを予定しております。以上です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございました。ただいま事務局より、「石狩市自治基本条例懇話会報告書（素案）」について説明がございました。これにつきまして、何か質問ご意見等ございませんか。

<「なし」の声>

【佐藤克廣会長】

順番に確認してまいりたいと思います。表紙、目次、ここは特にないかと思います。それから「1 はじめに」のところですが、素案の段階で書き入れるというのは、まだ終わってないものですから、いろんな経緯を、パブリックコメントですとか、そういう経緯も必要かと思いますので、今のところここには入れてはおりません。ただ、何が書かれるかということで、懇話会の開催に至る経緯だとか、開催回数、審議のまとめ、といったようなことを書き入れてまいりたいと思います。もちろん、パブリックコメントでいろいろな意見が出された場合には、それにも若干言及する必要があるかもしれません。これは出てからの話ということになります。以上のところ何かありませんか。

【松尾委員】

大きな5番、6ページから7ページにかけて、委員名簿と開催状況とありますよね。この「はじめに」のところと、内容がかぶるなという気がしたんです。

【佐藤克廣会長】

委員の名簿は、6ページのほうは所属、役職などが入っているというもので、「はじめに」の下にあるのは、はじめにの文言、それからこういうことについて我々が責任を持ちました、というある種署名のようなものです。

【松尾委員】

それはわかります。それであれば、5番のほうをこちらの「はじめに」のほうに持っていったほうがすっきり読めるかなと。そういうことも含めて。

【佐藤克廣会長】

ちょっとごちゃごちゃしません？早く結論を見たい、という人にとっては。「はじめに」がもちろんある程度の結論はちらっと書きますけど、そのほうがいいというご意見が強ければそれに変えてもいいと思いますが、ただ資料としてまとまったほうが見やすいのではないかというふうに思います。

【竹口副会長】

「1 はじめに」は鑑だから。

【佐藤克廣会長】

よろしいですか。

次に2ページ目の2ですね。これは今まで議論してまいりました、諮問に対する肝心の答申の部分ですけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

2 ページ目の大きな3 番の「ワークショップ「みんなで考える自治基本条例」において出された意見について」ということですが、これも前回、議論をいただきましたものを、まとめているところでございます。良い点について「ご指摘ありがとうございました」というのも…。

【松尾委員】

違和感ありますよね。口頭でその場でやり取りしてるわけじゃないので。

【佐藤克廣会長】

どうでしょうか。

【棟方委員】

必要ないと思います。

【佐藤克廣会長】

この「ご指摘ありがとうございました」というのが必要ないということですね。良い点としてこんなことが出ましたというのは、載せてもよいと。よろしいでしょうか。

【棟方委員】

ちょっとそぐわない。

【松尾委員】

お店のお客様の声コーナーみたいな感じがしますよね。

【佐藤克廣会長】

そうなんですけど。これは、良い点で囲って何もコメントはなし、ということではよろしいですか？それとも何か「ご指摘ありがとうございました」ではなく、何か他に…と言っても何も思いつきませんが。

【三島委員】

ワークショップの中から出た意見ですよね。「以上のような意見が出されていまして」だけでいいんじゃないですか、もし書くとしたら。

【佐藤克廣会長】

上のほうにむしろ「良い点としては以下のような指摘がありました」とか「声がありました」とか、そういうふうにして、良い点を載せて・・・。

【三島委員】

同じ感じで書いてあるから、四角の中を。

【久保田委員】

せっかく良い点が出されたので、それに対するコメントとしては、「懇話会として条例の目的を考えたときに、一定の評価を得ているものとして認識した」とか。

【松尾委員】

素晴らしい。いいですね。

【佐藤克廣会長】

それでいきましょう。ではそのように、箱は上にしておいて下にそのような今おっしゃったことを書くということですね。

次に、改善点の全体の部分ですが、これも前回議論していただいたところではあります。まとめたものですが、何かそんなはずじゃないというところがあれば。よろしいですか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

それから改善点の条文、①～④までありますけれども。これも前回議論いただいたところです。

【松尾委員】

②はやっぱりこういう表現方法になるのでしょうか。いわゆる悪い団体。これはこういうふうになっちゃうのかな。

【佐藤克廣会長】

私がまるっこくした発言をしたんですが。もっと直接的に言ったほうがいいですか？むしろ、何をもって悪い団体というか難しいとか、そういうことも入れますかね。ひょっとしたら。

【三島委員】

そっちの方が難しいのでは。

【佐藤克廣会長】

法律に指定されているようないわゆる悪い団体。

【松尾委員】

法律っていうのも、もうちょっと個別の法律を書いておいて。「ようないわゆる」だから。法律っていうと、ばふらっとし過ぎてませんか？何々法って書かないと。そういうことじゃない？違うかな。

【佐藤克廣会長】

指定暴力団云々という。正式名称は今ちょっと。

【松尾委員】

意味はわかるんだよな。

【竹口副会長】

反社会的な団体と書いたほうがいいのではないですか。

【松尾委員】

そっちのほうがわかりやすいですね。

【佐藤克廣会長】

「いわゆる」は残しますか。「いわゆる反社会的な団体は当然排除されるものと考えます」と。いいですね。ありがとうございます。

あと③、④はいかがでしょうか。よろしいですか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

4 ページになりまして、その他で①～③までございます。こちらも議論したと思います。③で場所と書いていますが、箇所ですね。下は提言になっていますね。「市へ要望します」と書いていますが、「市に提言します」のほうがいいですね。要するに、これは4以下の部分。

【松尾委員】

これ今、その他の③の回答ですよ。この解説というのは作るのは誰ですか。

【佐藤克廣会長】

解説はすでにあるわけですね。

【松尾委員】

あるけど、変更するんですよね。変更する人は誰ですか？

【佐藤克廣会長】

市。

【松尾委員】

市。じゃあ要望ですか。要望？提言？我々は何を。

【佐藤克廣会長】

提言するんです。変えてくださいって。

【松尾委員】

ここに関しては提言でいいのではないですか。条例のことを話し合う会議体だから。

【佐藤克廣会長】

下のほうが4のことを指してますから。要望ではなく提言のほうがいいのではないのでしょうかということでしたね。

【松尾委員】

そうですね。

【佐藤克廣会長】

その他の部分でいかがですか。なんか②のところ、最後「あります」とガツって言っちゃってますが、もう少し…。

【竹口副会長】

柔らかい表現で。

【松尾委員】

「整備されています」とか。

【佐藤克廣会長】

「あると考える」とかですね。あるいは「窓口や仕組みを利用できるものと考えます」とかね。ごめんなさい、①も「要望します」ではなく「市に提言」ですね。失礼しました。その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

また何か思いついたら言っていていただいて結構でございます。

(2) の「協働のまちづくりを進めるために必要なことアイデア」というのが、たくさん出されております。これも前回いろいろご議論いただいたところでございます。「市へ要望いたします」は「市に提言します」に。要望は提言に統一いたしましょう。「いたします」ではなく「します」に揃えたほうがいいですね。よろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

4 の「石狩市自治基本条例に関連する事項についての提言」。これが先ほど言った提言ですね。頭書きがありまして、「(1) 石狩市自治基本条例解説について」の部分です。これもご議論いただいたところなんですが、この書きぶりで良いかと思います。よろしいですか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

ではこのままといたします。

「(2) 今後の取組について」。第 23 条、これもいろいろ議論があったところでございます。まず第 23 条のところ、少し長いので、ひとつひとつ区切っていきたいと思います。5 ページの第 23 条はこういう書きぶりによろしいでしょうか。内容的には出された意見と同じだと思います。

続きまして 6 ページ、第 26 条地域コミュニティ組織についてです。

【松尾委員】

下から 2 段目、「統一した」というよりは、例えばなんですが、「地域課題を総合的に検討し解決するような」と書いたほうがイメージ伝わるかなと思います。きっとそういうことを言わんとしてるんじゃないかなと思うんですが、いまいちよくわからない。

【久保田委員】

「統一した」というのは、私のほうで発言したんですが、ニュアンスとしては地域の方に対して様々な組織を行政なりが作ってくれて、各セクション、部署によっていろいろ違ってきて、区割りが違ってきたりするんですよね。ある程度、バラバラにならないようにといいますか、縦割りにならないようにというニュアンスです。

【佐藤克廣会長】

市の側がいろいろ依頼する際に、それぞれの部局によってバラバラになってしまう・・・。

【竹口副会長】

それを所管する団体が、規模や区域がバラバラだっていう意味で。一つの団体を作るのに、地域の自治会にしても地区の社協にしても、分ける側がバラバラだとちょっとね。だから今、花川地区も北と南では、町内会の地域割りが違います。北の方は、分譲ものの段階で年次別に割り振られて、南の方はかなり規模があって、普通の町内会で会館も社会福祉協議会も町内会も1つなんですね。北のほうバラバラだから、いろんな改善する行事にしても、地域コミュニティを作るにしてもちょっとね。

【久保田委員】

「統一した、包括できるような」の句読点を取って、「統一した包括できるような地域の割り方」というと、ニュアンスが近くなるのかなと。

【松尾委員】

それって、地域の割り方を揃えれば、それだけでうまくいくのか。

【三島委員】

そうとは言えない。

【松尾委員】

区割りだけの話じゃないような気がしますよね。組織がそれぞれ縦割りになってることが一番問題のような気がする。

【竹口副会長】

規模の問題もあるよね。北の場合は小さいところで50戸くらいの町内会、大きいところは1,000戸近いよね。50戸くらいだったら今はコミュニティだとか町内会の役員の構成もなり手もなかなかいない。

【棟方委員】

大きくても大きいなりに問題はあります。

【竹口副会長】

まとまりがね。

【松尾委員】

組織論というよりは、地域の課題を解決できるような仕組み、在り方が求められてるというような表現で良いのではないのでしょうか。区割りが問題だと言って言うなら区割りを変えて。解決できるなら。

【三島委員】

あまりにもぼやけたら、できない感じになっちゃう。

【佐藤委員】

協働事業で市から提案があつて、こういうのどうですかと言われても、50 戸、60 戸の町内会では何もできない。ある程度規模がないと。

【佐藤克廣会長】

その方向で今、文章を考えてますけど…。「合併し一定の規模を維持して」というところはいいですね。その次からですが、「地域コミュニティ内の各組織が脆弱化しないために、それぞれの活動が包括できるような統一的地域の割り方を検討して、市だけではなく」。「検討したり」ではなく「検討するため」といったほうがいいのか。「市だけではなく、地域の住民も交えて検討する機会を作っていく」と。

もう一度申し上げます。「例えば、町内会を合併し、一定の規模を維持したり、地域コミュニティ内の各組織が脆弱化しないために、それぞれの活動が包括できるような統一的地域の割り方を検討するため、市だけではなく、地域の住民も交えて」と、あとは同じです。これで意図がはっきり出ますでしょうか。

【三島委員】

「必要な時期に来ているのではないのでしょうか」で段落変えて、検討という言葉が最後のところに2つ入っているので、1つだけにする文章にしたらわかりやすくなるのではと。「割り方などを、市だけではなく、地域の住民も交えて検討する機会を作っていく」という文章にしたほうがわかりやすいのではないのでしょうか、と思いました。

【佐藤克廣会長】

「地域の割り方を検討」の、ここの検討を取るわけですね。

【三島委員】

「割り方などを」とちょっとぼかして。ぼかしたほうがいいような気がする。

【佐藤克廣会長】

「割り方などを、市だけではなく、地域の住民も交えて」ですね。「例えば」のところで段落を切ると言っていましたね。

【三島委員】

はい。段落にしたほうがわかりやすいと思います。

【佐藤克廣会長】

そういうことでよろしいでしょうか。ではここはそのように修正をしていきたいと思います。続いて、「その他」のところ。各種条例、規則の整備、各種計画について

【三島委員】

ここは要望でいいですか？最後の表現。

【佐藤克廣会長】

全部「考えます」にしますか。「いただきたいと思います」に。

【松尾委員】

条例そのもののことではないから、提言というのも馴染まないのかなとちょっと思うんですよね、ここは。諮問されてない範囲のことだから。

【佐藤克廣会長】

「等」の中に入っていますから。

【松尾委員】

「等」。そうですね。

【佐藤克廣会長】

各種計画は、「要望いたします」となっていますね。これはむしろ、文がひっくり返ってもいいです

ね。「職員や市民に自治基本条例に関わっているんだという意識を持ってもらうことが重要と考える」から「個別の計画の中で」ですよね。「重要と考える」ではなくて「重要ですので」ですね。「個別の計画の中で、必ず最初のところに」というふうに。ここは「要望いたします」でよろしいですか？その他のところ。

【松尾委員】

あまり違和感はないような気がします。ただ、3つ目のアイデアについてですが、4ページ見ると個別具体的に出ていますね。その割にはさらっとしてるかなという感じがします。ここに書いてあるから見てね、という扱いでいいのかな、どうなのかな、と。

【佐藤克廣会長】

ここにというか、ワークショップ開催結果報告書にアイデアが出てますので、これをほったらかさないで真摯に対応してくださいと。

【松尾委員】

重複して書く必要はないということですね。

【三島委員】

「アイデアが出されましたので」の「ので」というのがおかしい。「出されました。」

【松尾委員】

「ので」と言うのなら、「それが重要だと思います」みたいな、我々なりのコメントが少し入らないとだめですね。

【佐藤克廣会長】

「出されました。」にして、「こうしたアイデアについて市としても真摯に対応するよう」。前のほう提言にしているんですよ。要望ではなくて、例えば、ワークショップで子どもの権利うんぬんというところ、「さらに努めていただきたいと思いますと考えます。」とかね。上のほうは「考えます」となっていますから「考えます」とか「お願いします」とかに統一して。各種条例規則の整備のところは、「整備にさらに努めていただきたいと思いますと考えます」と。各種計画については、「言及していただきたいと思います」と。ここは「市としても真摯に対応していただきたいと思いますと考えます」と。

【三島委員】

第 28 条に戻っていいですか。海外の姉妹都市はちゃんとキャンベルリバーとかワニノとか出されているんですが、日本国内のまちとか提携している姉妹都市みたいなところの名前は入れなくていいので

しょうか。

【松尾委員】

もともと入っているんじゃないですか。海外は必要なんじゃないでしょうかということ。

【佐藤克廣会長】

その辺は記憶が定かではないので、資料を見ます。

【松尾委員】

説明の中で、交流の範囲を国内に限らずと書いてあるので、国内は…。

【竹口副会長】

すべて入っている。

【松尾委員】

国内に限らずだから、すべて入っているということか。

【事務局（小鷹部長）】

自治体間連携は、国内というか市町村という単位での自治体間連携の話を 29 条でうたってますよね。ここで言ってるのは、海外でも姉妹都市連携しているところがあるから、それがどうなんだといった話なんだと思うんです。そうですね。

【三島委員】

ここにちゃんとこうやって解説に出てくるのであれば、自治体間連携の市町村の名前も出しておいたほうが良いのではないかと思います。

【佐藤克廣会長】

それは出てないですね。要はここが海外の姉妹都市の例を挙げたのは、そういうこともやっているの、解説でも連携交流の範囲があたかも国内に限られてるというように見えるので、そうではなくて、姉妹都市を含めたような海外も含むといった解説にしてくださいと。キャンベルリバーとか、そういった都市を入れろという話ではないです。

【松尾委員】

解説の中でそのまま入ってくるというわけではないですね。

【佐藤克廣会長】

ないです。例えば資料の 37 ページで、ここにちょうど条例第 28 条においてはという説明がありますが、この中で市外の団体との連携でこういうことをやってきました、とか、あるいは 29 条も関連しますけれども、要は国内のことしか書いてないじゃないかと。書いてないし、実際にやってはいるんだけど、交流はしていますがあまり重視されていないので、解説のほうでは、そういうことも、つまり海外との連携もあるということを書いてはいかがでしょうかと、そういう意図です。ただ、三島さんがおっしゃるとおり、この書き方は海外の姉妹都市は個別に名前が出ていますから、むしろ、「石狩市は海外 3 都市と姉妹都市提携をし」と、名前出さないほうがいいですかね。

【松尾委員】

そうなのかもしれないですね。

【佐藤克廣会長】

個別に名前を出さないで。

【松尾委員】

国内だけではなくて、海外もやってますよということですからね。

【佐藤克廣会長】

「海外の 3 都市との姉妹都市提携により、高校生の」とすると。
他に、4 の提言のところで何かご質問はございませんでしょうか。

【久保田委員】

特にこだわる必要はないですが、6 ページの先ほど松尾委員のほうから「協働のまちづくりを進めるためのアイデアについて」というところで、4 ページと比較するとちょっとあっさりしてるのではないかとご指摘があったので、例えば、「ワークショップにおいて協働のまちづくりを進めるために必要なこと」という前に、「数多くの」とか入れると少し重みが増すのかなと。

【佐藤克廣会長】

「必要なこと」ではなく、「進めるために数多くのアイデア」ということですね。

【久保田委員】

「数多くの必要なこと・アイデアが出された」とか。

【佐藤克廣会長】

「数多くの必要なことやアイデア」。わかりました。あるいは、ただ数が多いではなく、貴重とか。

【久保田委員】

そうですね。

【松尾委員】

数多くの貴重な。

【佐藤克廣会長】

必要なことって言い方はなんか変だな。

【松尾委員】

必要なことって言っちゃうと、必要だから全部やりましょうね、みたいな。

【佐藤克廣会長】

貴重なアイデアだけで良いんじゃないですかね。

【松尾委員】

4 ページにも書いてありますね、必要なこと、アイデアって。そこまで言っちゃうと、これは全部すぐやりましょうねということに見える気がする。

【佐藤克廣会長】

4 ページのほうで書いてあるのは、「ワークショップにおいて出された、協働のまちづくりを進めるために必要なこと、アイデアについては、市としても～」ということでもいいですけども、6 ページのほうはそうすると…。

【松尾委員】

ワークショップとして必要だと思ったということですか？

【佐藤克廣会長】

ワークショップアイデアの中で必要なことに対して、真摯に対応していただきたいというふうに読めますよね。なんか必要なことって変ですね。数多くの貴重な…。

【三島委員】

意見とアイデアは違うんですか。

【佐藤克廣会長】

貴重な意見とアイデアにしますか。そっちのほうがいいですね。意見はどちらかという直せみたいな感じで、アイデアはこうしたらもっと良くなるかな、と言う感じですかね。

6 ページのほうは「ワークショップにおいて、協働のまちづくりを進めるために数多くの貴重な意見やアイデアが出されました。こうした意見やアイデアについて、市としても真摯に対応していただきたいと考えます」と。そのような感じでよろしいでしょうか。

4 ページの今の（2）のところは、「数多くの」はなしで、「貴重な意見やアイデアについては」でいかがでしょう。6 ページのほうは、「数多くの貴重な意見やアイデア」というほうが良さそうですね。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

その他ご意見はございますでしょうか。赤間委員はよろしいでしょうか。

【赤間委員】

はい、よろしいです。

【佐藤克廣会長】

佐藤委員はよろしいでしょうか。

【佐藤勝彦委員】

はい。

【佐藤克廣会長】

棟方委員。

【棟方委員】

23 条の危機管理のところですが、「検討いただいたほうが良いと考えます」で終わってるんですが、これこそ単純にやるべきことかなと思っているので。あと、これはやってるところとやってないところが結構あると思うので、市のほうで一緒にやったほうがいいのかというのが。

【佐藤克廣会長】

ここは、そういう言い方になってないでしょうかね。

【棟方委員】

なっちゃうんですかね。

【佐藤克廣会長】

「名簿や情報が有効なものになるように、各町内会も市も、危機管理上の様々な災害を想定した個人情報情報の活用の仕方について、改めて検討いただいたほうが良いと考えます。」

【松尾委員】

長いから。

【三島委員】

長すぎるから。

【棟方委員】

段落変えてもいいかなというか。

【三島委員】

文章も、ずっと続くんですよ。

【佐藤克廣会長】

「平常時から提供しています。」「これにより要支援者の支援対策等を～運用されているとのことです。」

【松尾委員】

「しかしながら」

【佐藤克廣会長】

「しかしながら、個人情報保護法の観点から、災害時や～不安があるという声もあります。」

【三島委員】

段落を入れて。「検討いただいたほうが良い」ではなくて、「ぜひ検討していただきたい」と。

【松尾委員】

なんか随分オブラートに包んでますよね、なんとなく。「いただきたいと考える。」

【棟方委員】

すべきとか、なんかそういう。

【三島委員】

もっと強く言いたい。

【佐藤克廣会長】

「いただきたいと考える。」今までも検討してるんで、「改めて」となっていると思うんですよ。

【松尾委員】

ここに書いて検討していただけるんですか？

【佐藤克廣会長】

それはわかりません。

【松尾委員】

結局そこなんですよね。てにをはの話より。

【佐藤克廣会長】

それは後は、この提言をちゃんと渡してから。どうなったかは皆さん方が監視していただいて。言ったのにやっていないじゃないかと。

【三島委員】

5年後に？

【松尾委員】

5年後だとちょっと。

【佐藤克廣会長】

5年後に限らないですよ。

【松尾委員】

半年後くらいに。

【三島委員】

だって今、防災マップ作っているから。

【佐藤克廣会長】

今のような切り方で少しわかりやすく。それから段落という声がありましたけども、どの辺で段落を入れますか？入れるとしたら、3行目の「名簿や情報」というところですよ。ここが状況説明じゃなくて肝心なところ。入れるとしたらそこですね。ありがとうございます。

【佐藤克廣会長】

太齋委員は何か。

【太齋委員】

そうだなって思います。

【佐藤克廣会長】

よろしいですか。中林委員は何かありますか。

【中林委員】

特にはないです。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。それでは4までのところは、今言ったような形にして。

次5、先ほどもちょっとありましたけど、こういう形で。開催状況は事実的なものですから、ないかとも思いますが、もし何かあるなら。

【松尾委員】

曜日は入れるんですか？開催状況の。

【佐藤克廣会長】

と言いますと？

【松尾委員】

パブリックコメントのところだけ入ってないですね。

【佐藤克廣会長】

パブリックコメントのところも曜日入れてもらいますか？今言ってるのは、下から2段目の2月1日の曜日、28日の曜日も統一的に入れたらどうかと。期間ですからね。でも、入れておいて間違いはないでしょう。

あと資料ですが、資料は先ほど説明がありましたとおり、まずは自治基本条例、本体を入れます。それから自治基本条例解説を14ページから。

【松尾委員】

先ほどの解説で、ここを直したらどうですかというものは、まだ反映されてないですね。

【佐藤克廣会長】

もちろん。現行の解説が載っています。それを、こう直したらどうですかというものです。先ほどの28条においては、国内的なことしか書いていないから、海外のことも、ということ。それから第1回の資料、どういうことをやってきたかというものがついております。このような資料になっております。これでよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

それでは、いろいろご意見いただきましてありがとうございます。修正したものをパブリックコメントに添付してということになります。修正につきましては、概ね今、細かい文言まで修正をいただきましたけれども、パブリックコメントの実施までの期間が短いということがございますので、事務局と私のほうに修正した文言を一任していただきたいと思います。これでよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。それからパブリックコメントの詳細については、この後、事務局から説明をしていただきます。

それから報告書を確定させるまでの流れ。パブリックコメント終了後の3月第6回懇話会で、この報告書の「素案」というのがとれて、確定させるということになります。この段階では「はじめに」の部分も確定されると。それからパブリックコメントで出された意見についても、報告書に盛り込んだほう

がいいということもあるかもしれませんので、これは6回目の懇話会で議論するということにしたいと思います。

その他の部分でございますが、次第4その他についてですね、これはパブリックコメントについてのことが主にですが、これも事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主任）】

本日、参考としてお配りいたしました、「(案) 石狩市自治基本条例の見直しに関するパブリックコメントの実施について」の1枚ものの紙をご覧ください。

2月1日から28日までの1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたします。パブコメの実施主体は、懇話会ではなく市ということになりまして、市の原案に、懇話会報告書の素案を添付して行います。市の原案についてですが、「1. 石狩市自治基本条例について」というところでは、条例についての説明と、本年度の見直しは懇話会を設置して行い、このたび報告書の素案がまとまったという旨の記載をしています。「2. 石狩市自治基本条例見直しの要否について」は読み上げます。

『懇話会では、市がどのようにまちづくりを進めてきたのか、その具体的な取り組みについて条例の各章ごとの振り返りや、関連する他の条例などについて報告した上で、社会情勢の変化等に適合したものかどうかという視点から、条文すべてを確認し、条例見直しの要否についての検討が行われました。

検討の結果、まちづくりに関する最高規範として、必要不可欠な要素が適切に盛り込まれており、社会情勢の変化等にも適合しているものと判断し、条例の条文については、特に改正の必要はないとの結論にいたっており、現時点では、市といたしましても、「石狩市自治基本条例懇話会報告書（素案）」を尊重して対応したいと考えます。この市の見解について、市民の皆様からのご意見を募集いたします。』

この市の原案を出して意見を募集するということで、パブコメで出された意見については2月28日の受付期間終了後、会長とも相談させていただきながら、早急に回答案を作成いたします。こちらの案が出来次第、メール、郵送で委員の皆様を送付させていただくなど、次回の懇話会前に事前にやり取りをさせていただくことになるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

パブコメの原案の案のところで、条例の見直しについての説明しているときに、特に改正の必要はないという表現をしましたが、素案の2ページをご覧いただきたいのですが、2の「石狩市自治基本条例見直しの要否について」の下のところ、条例の条文については特に変更・修正の必要はないという結論に至りましたという表現をしています。こちら変更・修正を改正にしたほうがいいのかどうかをお伺いしたかったのですが。

【佐藤克廣会長】

変更・修正でいいんですよ。それを生かしたほうがいいと思います。

【事務局（橋本主任）】

かしこまりました。

【佐藤克廣会長】

ちょっと、文言上、2の2行目の最後の「報告した上」というのが何か変ですね。「懇話会では」ですから、報告したのは市ですね。だから、それがないとうまく繋がらないんですね。

【久保田委員】

「報告を受け」

【佐藤克廣会長】

懇話会が主語だとそうなるのですが、「行われました」ですから。「市が」って入れたらどうですか。「条例などについて市が」主語が市。上のほうの「懇話会では」の次の「市が」を、こちらの「報告」の前に持ってきたらどうですかね。「懇話会では、どのようにまちづくりを進めてきたのか」、いや「市が」か。

【松尾委員】

そもそも論として、これはどこで使うものなんですか。パブコメの表紙？表紙というか……。

【事務局（橋本主任）】

これに、報告書の素案をつけて。

【松尾委員】

長すぎる、文章が。こんな長い見ないですよ普通。こんなに事細かにいらないと思う。

【佐藤克廣会長】

市の原案です。

【松尾委員】

市の原案だから我々が言うことじゃないですか。であればどうぞ。

【事務局（本間課長）】

これまでの経緯だとかをある程度、お知らせした上で。

【松尾委員】

自治基本条例が作って10年になりました。5年ごとに見直ししていますと。で、今回やりましたと。何かご意見ございませんかと。その程度でいいと思いますけどね。

【三島委員】

今回やりましたではなく、今回しますということですよね。市民に対しては、今回が初めての問い掛けで、パブリックコメントを出してくださいって言うわけですよね？

【松尾委員】

懇話会で揉みましたというところも、中で見ればいい話で、ここで事細かに5回やったとかなんだとかいらないような気がしますけどね。

【佐藤克廣会長】

パブリックコメントは初めてではないですよ。

【事務局（小鷹部長）】

今回のものに対してのパブコメは初めて。今までには何回か。

【佐藤克廣会長】

自治基本条例についてのパブリックコメントというのは前回も行っていますよね。

【事務局（橋本主任）】

はい、行っています。

【松尾委員】

これだここに、懇話会開催に至る経緯や回数、審議のまとめ、これに類したものがここに入るわけですよね。

【佐藤克廣会長】

そうです。

【松尾委員】

こっちはできるだけシンプルなほうがいいと思いますけどね。

【太齋委員】

ここに入る文章なんだと思っていた。

【佐藤克廣会長】

いえ、違います。

【事務局（本間課長）】

どうしても表に出るのはこれしか出ないものですから、よくよく見ていくと報告書も見らさってとなつて、最初の伝えたい情報を入れちゃうとこのくらいの尺になっちゃう。

【松尾委員】

あい・ボードとかにこの状態で刺さるってことですね。

【事務局（本間課長）】

そうです。長い？

【松尾委員】

長い。

【佐藤克廣会長】

あえて、長いままでも良いとしたら、1と2を取り替える。つまり何を聞きたいかというのを先に持ってきて、今の原稿の1は説明ですね。ですから、ひっくり返すという手はあるかもしれません。パブリックコメントの実施についてと、パブリックコメントをやるのは何かといたら、自治基本条例見直しの可否についてパブリックコメントするんだというね。長いと言うのであれば。

【三島委員】

でも懇話会は、市民にとっては関係ないですね。懇話会は懇話会の意見ですもんね。市民にとったら、懇話会の意見をとって、市民がまた考えるということなんですか？

【事務局（小鷹部長）】

こういうようなことを懇話会では揉みましたってのが、資料としてある。実際は自治基本条例自体のものです。

【松尾委員】

そうですね。だから懇話会がどうのとか、そんなに本来この場面ではいらないと思う。

【佐藤克廣会長】

なかなか難しいところですけど、最初の流れは、懇話会がパブリックコメントを募集するみたいな感

じでやっていたんですね、私の認識では。最近になって、市でないとだめだということになったんですよね。

【事務局（橋本主任）】

意見を出す人にとっては、市に対して出したのに懇話会に出したわけではないよというふうになるでしょう。ということになると、市のほうでは懇話会に見直しの検討をお願いしていて、その結果を受けて、市としての見解としては、懇話会の見解を受けて市も見直しは必要ないというふうに考えます。それに対して意見をもらうというものです。

【棟方委員】

懇話会の意見を、市民にある程度土台として出すわけですよね。それでこうやって半年かけてやってきているわけですから。あと、私が考えているのは、市民が石狩市に自治基本条例があるということを知っている市民がどれだけいるのかなと。そっちのほうの問題なのかなと思いつつ、パブコメをいろんなところに出しますけども、興味を示してくれるだろうかって。パブコメも最近意見が少ないですよね。自分に関係するものは、子育てをしている人のものだったら見たいかなと思うのと同様に、このことに関してどれだけの市民が関心を持っているのかなと。今言ったように、長いとあまり興味を示さないかなというのは私も思います。これが出るものはもっと簡潔にできないかしらと。

【三島委員】

パブリックコメントって市民に対してパブコメを出すんですよね。

【事務局（橋本主任）】

そうです。

【三島委員】

市が。

【事務局（橋本主任）】

市が。

【三島委員】

ですよね。それがあれば懇話会の人たちの意見はこうでありますって言うのは、市が委託したから私たちに委託したから出していいってということなんですか？一般市民としたら石狩市自治基本条例5年目の見直しでパブコメを取りますといたら、5年前に条例変えたとき、それに対して考えますよね。懇話会の意見に対して考えるものではなくて、5年前に直された、石狩市の憲法みたいなものに対して

一生懸命読んで、自分としてはここがおかしいし、この時代はこうじゃないかとか、ここが抜けてるのではないとか、というふうに考えるものだと思うんです。それがパブリックコメントを出すもんだと思うんです。でも懇話会の意見も出されたら、そっちに引っ張られて、市民にとっての5年目の見直してないのではないかなと思うので、あまり出さなくても。懇話会の意見は懇話会の意見として、市がこういうのが出てきましたよという形で。逆に懇話会としてね、市民の意見がほしいのであれば、私たちはこう考えたんだけど、懇話会に対して意見をくださいだったら、それも1つのパブリックコメントかも知れないけれど、どっちなんですか？

【松尾委員】

市がやるのであれば、やっぱり今、こういうふうに変えましょうということを出して、それに対してそれぞれの方からご意見をいただくということなので、この懇話会でのこういうプロセスというのは、あくまでプロセスの話なので、ここにそんなにいっぱい謳う必要は全然ないと思うんですよね。成果物というか、こういうふうに変えましょうとか、こういうふうを考えてますという、今の時点のこれを見て判断していただければいいだけの話なので。

【事務局（小鷹部長）】

基本はそうですね。審議会だとか、今回の懇話会だとか、パブリックコメントも1つの市民参加のパーツでしかなくて、少なくともプロセスではないのです。三島さんが言ったとおりなんですよ。別に審議会の意見を付してわざわざパブコメの中で懇話会で揉めますよというのはいらない。審議会はあるんですよね。今回は懇話会なので。

【松尾委員】

この条例を変えようと思ってますとか、今回は変えませんというものがあれば、基本的にはいい話ですよ。

【事務局（本間課長）】

そうですね。

【三島委員】

まっさらな話で。

【事務局（小鷹部長）】

まっさらでもいいと思う。

【三島委員】

まっさらな話で、パブリックコメントしますという形にはしなくてもいいんですか？

【事務局（小鷹部長）】

それでもいいんだけど。

【事務局（本間課長）】

市の意思を示して、それに対して意見をもらう。要は、見直しましょうか、見直しませんでしょうかという意見のもらい方ではないです。そこまで白紙の状態で委ねるのではなく。

【三島委員】

意見がほしいから、パブリックコメントなんですよ。

【事務局（本間課長）】

そうです。

【事務局（小鷹部長）】

条例見直さなくてもパブコメっているのかね？条例の上程権は首長とか議会にあるでしょ。条例見直さないよというパブコメなんでもんね。

【事務局（本間課長）】

本来は、条例を改正するといったときに、パブコメも取るという制度になっているんですが、今回の場合は、この自治基本条例、まちの憲法みたいな条例の部分で、5年に1度見直しをするということもあるものですから、この懇話会の議論の他に広く意見をいただこうというもの。

【事務局（小鷹部長）】

その意見と懇話会の意見も含めて、市長なりが判断して上程していくと。

【事務局（本間課長）】

最終的には、必ず首長が判断する。

【事務局（小鷹部長）】

やっぱり1つのパーツとプロセスでしかないということ。

【松尾委員】

資料的に、こういう議論をしましたと付いているのは全然いいけど、ここでこんなに謳う必要は全然ないと思う。

【事務局（小鷹部長）】

これを大上段に持ってこなくてもいいって話？

【事務局（本間課長）】

答えだけをさらっと言って、というほうがいいということですよ。

【佐藤克廣会長】

若干、私の認識で交通整理しますと、最初出てきたのが、懇話会としてパブリックコメントをするという話だったんですよ。それに沿ってずっとやってきたんですが、最近になって、懇話会ではなくて、パブリックコメントをする主体はあくまでも市であるというふうになったんですね。最初からそういうことであれば、本来の手続きからいけば、我々もうとっくに報告書を出している。それを市が受け取って、今回懇話会からこういう意見も出たし、市としては、懇話会も改正必要ないと言ってるから、必要ないと思いますがいかがですか、と聞くという、そういう順番が本来なんですよ。ただ、当初はだいたい議事録にも出ていたと思いますが、懇話会としてのパブリックコメントという考え方で進められてきたものですから、それで今、ずれというか混乱が生じているわけです。

ただ、先ほども言いましたとおり、我々としても、この提言書の素案に対して、条例の改正はいらないということは言ってますけど、その他の提言もしようとしていますので、それに対して何か市民の皆様も考えがあるとすれば、この間はワークショップで意見も考えましたけれども、考えてみると、このワークショップだって本当は市が開催した別立てのはずだと思いますが、懇話会が市として開催したような形ですから。当初の予定では、パブリックコメントもそれと似たような、出すのは市なんだけれども、声は懇話会として聞きたいと。市民から見たら、なんだかよくわからないということになるかもしれませんけども、だからこそ、この素案というものがくつつくわけですね。ただ、この鑑といいますか、長すぎて読まないぞというのは確かにそうかもしれません。

だから、それこそ主文というか、聞きたい市の原案のところ、最初に何を聞きたいか、現在、石狩市では自治基本条例が 10 年目を迎えるに当たって、最後の段落ですね、検討しておりますと。懇話会からは特に変更・修正の必要がないとの現時点ではそういう意見をいただいております。市としてもそれを尊重してまいりますので、ご意見を募集します。というようなことを 2、3 行で書いて、その下に説明が書いてあるのは、読むか読まないかはわかりませんが。この原案だと最後まで読まないとなんを聞きたいのかわからないと、そういうことですよね。最初に聞きたいことを 2、3 行で書いて、後は説明のようにしたほうがいいのかという意見かと思いますね。

ただ、懇話会の素案を出すか出さないかについては、先ほど言いましたように、条例の見直し等につ

いて諮問を受けたものですから、それについても提言をしましたし、ワークショップの意見もいただいて、それに対していろいろ我々としても回答をしようと思いましたので、そういうことも含めて意見をいただきたいと、そういう想いを込めてパブコメを実施すると。

ですので、市のほうは、我々の提言があって、さらに自治基本条例をどうするか、見直さないとするのか、見直すとするのか、いろいろわかりませんが、そうなった場合も、どっちにしても、もう1回パブリックコメントしないといけないのではないかと思います。特に大きな意見が出なくて、変えませんねということで、大方それでいいですねと、今回、そういうパブリックコメントがあれば、進めてよろしいのではないかと思います。もし何か大きな意見があって、条例を変えとなれば、市としての市長のパブリックコメントが必要になると、そういう段取りになるのではないのでしょうか。

今回は、先ほども説明しておりますとおり、懇話会でこういう提言をすることについても、補足的に市民の皆さんの声を聞きたいという想いがあります。ただ差出人を懇話会とするわけにはいかないようですので、市の名前で出すと。その際、市としては、懇話会の素案を尊重して対応すると。で、どうですかと。尊重して対応するので、尊重するものは何か、というのを資料として挙げる。パブリックコメントで、こんなの尊重したらいかんと出てくるかもしれなし、この中のこういうところがだめだという意見も出てくるかもしれない。こういうところは尊重してもらっては困るという、そういう意見が出てくる。そういうパブリックコメントであると。

【三島委員】

わかりました。

【佐藤克廣会長】

ということで、いかがでしょうか。ただ文言はおっしゃるとおり、もう少し簡単に。聞きたいことは何かということを最初にポンと置いたほうがいいように思います。ここは議題ではありませんので。

【松尾委員】

これは付くんですもんね、繰り返しになりますが。

【佐藤克廣会長】

そうです。

【松尾委員】

他のパブリックコメントのやつは、もっとシンプルですよ？

【事務局（本間課長）】

シンプルなものもあります。

【松尾委員】

いつも見ているわけではないんですけど。

【事務局（本間課長）】

もう少しシンプルにします。

【佐藤克廣会長】

鑑をね。シンプルというか、聞くことは最初に出して、後の説明は多少あってもいいと思う。逆に、いきなり聞かれてもわからない、3行くらいで不親切に、ただ良いか悪いかと聞かれてもわからないじゃないか、なんでこんなことになるのかを知りたい、という人もいるかもしれない。そのための説明が1なんですよ。尊重する素案では、一番下のところ、検討結果として云々というのは、素案はこうなってますよと、それを尊重しますというような説明が必要でしょうね。なんで懇話会の報告書素案を尊重するんだってなるので、実はかくかくしかじか、このようにやってきましたという説明はやっぱり必要。いろんな立場があろうかと思いますが、このままじゃだめかな。もう少し、ポンと聞きたいことを出して説明としたほうが確かにいいかもしれませんね。これは、我々の懇話会がパブリックコメントするわけではなくて、責任は市にあるので、今のような意見が出たということを踏まえて、後はどうするかはおまかせするというところでいかがでしょうかね。

【事務局（本間課長）】

できるだけわかりやすい形にします。

【事務局（橋本主任）】

よろしいですか。素案を付けるのですが、ここの「はじめに」の部分は空欄のままで出しますよね？このまま出すってことで。

【佐藤克廣会長】

先ほどの、いろいろ細かい直しをして。

【事務局（橋本主任）】

直して、ここはこのままの形で出しますよね。

【佐藤克廣会長】

「はじめに」は終わらなきゃ入れられない。

【事務局（橋本主任）】

まるっと抜いちゃうのかなって。

【久保田委員】

ここが今、空欄になるから、やはりこの説明欄が必要だということですね。でないと反対に不親切。

【佐藤克廣会長】

他ないですか。事務局。

【事務局（橋本主任）】

大丈夫です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。その他委員の皆様から何かございますか？

特になければ、私からですが、先ほど申し上げましたように、次回の懇話会の日程ですね。2月1日から28日までパブリックコメントを行います。先ほど、事務局からもありましたように、次回の懇話会ではパブリックコメントで出された意見なども、先ほどのような趣旨で確認した上で報告書を確定したいと考えています。したがって、次回の開催日ということになるのですが、パブリックコメントの整理ですとか、余裕を考えると、3月22日だと私は都合がいいのですが。何日ぐらいがよろしいですか。

<「26日が良い」という声>

【佐藤克廣会長】

それでは、3月26日月曜日の同じく18時、午後6時からでよろしいでしょうか。

<「はい」という声>

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。次回は3月26日月曜日午後6時からに決定したいと思います。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局（橋本主任）】

報告書の素案につきましては、今日出していただいた意見をもとに修正いたしまして、修正の件につきましては佐藤会長とやり取りをし、確定していきたいと思います。

本日の議事録は作成次第、委員の皆様にお送りいたしますので、ご確認の程よろしく申し上げます。
以上です。

【佐藤克廣会長】

最後に、全体を通じて何かありませんか。よろしいですか。

皆様のご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第5回石狩市自治基本条例懇話会を終了いたします。お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。

2018 年 2 月 16 日 議事録確定

石狩市自治基本条例懇話会
会 長 佐 藤 克 廣